

平成 23年度から

都市計画税の 課税区域が変わります

平成 22 年 6 月 1 日から都市計画用途地域が変更となったことにより、平成 23 年度課税分から都市計画税の課税区分が変更になります。

■問い合わせ先 税務課固定資産税係 (☎ 82-1127)

◎「都市計画税」課税区域の変更内容

本市都市計画税は、用途地域内に所在する土地（山林および原野を除く）および家屋に対して課税されることになっていますが、昨年の用途地域の見直しにより、新たに用途地域に指定された地域については都市計画税が課税されるようになり、用途地域の指定が除かれた地域については、課税対象から除かれることとなります。

◎「都市計画税」の計算方法

都市計画税 = 都市計画税の課税標準額 × 0.3% (税率)

都市計画税の課税標準額

都市計画税の課税標準額は、所有する土地や家屋の大きさ、用途などにより特例措置があり、一律ではありません。

都市計画税と固定資産税の特例措置などの主な違いは次のとおりです。

種別		都市計画税	固定資産税	
土地	課税標準の特例	小規模住宅用地 (200㎡以下)	評価額の 1/3	評価額の 1/6
		その他の住宅用地	評価額の 2/3	評価額の 1/3
家屋	税額の特例	新築住宅に対する減額措置	なし	あり

◎「都市計画税」の納税方法

都市計画税は、固定資産税とあわせて納めていただきます。

用途地域とは？

用途地域は、都市全体の土地利用の基本的枠組みを設定するものです。住居、商業、工業等を適正に配置して機能的な都市活動を確保するとともに、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどを規制・誘導し、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たすものです。

都市計画税とは？

都市計画税は、都市計画区域内の道路、公園、下水道などの都市計画施設の整備として実施する「都市計画事業」や「土地区画整理事業」などの財源に充てるために課税される目的税（使い道が特定されている税）です。

都市計画税の免税点

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

固定資産税の免税点は、納税義務者ごとの課税標準額の合計が土地については 30 万円、家屋については 20 万円です。